

長浜市告示第159号

長浜市立認定こども園乳児等通園支援事業実施要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市立認定こども園乳児等通園支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項の規定に基づく乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

(実施施設・開設時間等)

第2条 事業の実施施設及び開設時間は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 事業を実施しない日は、次に定める日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に実施しないことができる。

(1) 長浜市保育所規則（平成18年長浜市規則第79号）第3条に規定する保育所の休日

(2) 土曜日

(実施基準等)

第3条 事業は、長浜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和8年長浜市条例第 号）に基づき実施するものとする。

2 事業の対象となる乳児及び幼児（以下「乳幼児」という。）に対する処遇は、実施施設に入園している乳幼児に対する処遇に準ずるものとする。

(対象)

第4条 事業の対象は、事業の利用日時点において、保育所、認定こども園、地域型保育事業及び企業主導型保育施設に通っていない0歳6か月以上満3歳未満の乳幼児の保護者とする。

(利用時間)

第5条 事業を利用する者（以下「利用者」という。）は、乳幼児1人当たり月10時間を上限として事業を利用することができる。

(利用申込)

第6条 利用者は、事業を利用しようとするときは、事前に長浜市乳児等支援給付の認定等に関する規則（令和8年長浜市規則第 号）第3条に定める長浜市乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）の交付を受けた上で、希望する実施施設に利用の申込みをしなければならない。

(費用負担)

第7条 利用者は、その属する世帯の所得に応じた区分により、別表第2に定める利用料を負担するものとする。ただし、事業の利用時に給食の提供を受けた場合は、当該給食

に係る実費相当額を利用料とは別に負担するものとする。

- 2 生活保護受給世帯については、生活保護開始月の翌月から利用料を徴収しない。また、生活保護が廃止になった場合は、その月の翌月から利用料を徴収する。
- 3 市長は、利用者に対し、当該利用者が負担すべき利用料を長浜市立認定こども園乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）利用料決定通知書（別記様式）により通知するものとする。
- 4 市長は、利用者が負担すべき利用料に変更が生じたときは、当該利用者に対し、長浜市立認定こども園乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）利用料決定通知書により通知するものとする。
- 5 利用者は、利用料及び提供を受けた給食に係る実費相当額を別に定める期限までに納付しなければならない。

（キャンセルの取扱い）

第8条 キャンセル料は徴収しないものとする。ただし、利用者が事前に連絡をしないで利用日程を変更し、又は利用を中止した場合は、当該変更又は中止した分については、事業を利用したものとみなし、利用者が利用した時間に加えるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称	所在地	開設時間
長浜市立六荘認定こども園	長浜市勝町491番地	午前9時から午後4時まで
長浜市立びわ認定こども園	長浜市八木浜町26番地1	午前9時から午後4時まで
長浜市立にしあざい認定こども園	長浜市西浅井町塩津中2066番地	午前9時から午後4時まで

別表第2（第7条関係）

利用者の属する世帯の階層区分	利用料 (1時間当たり)
長浜市保育料徴収規則（平成27年長浜市規則第37号）別表（以下「別表」という。）のA階層に属する世帯	0円
別表のB階層又はC階層に属する世帯	100円
別表のD階層に属する世帯	300円

備考 4月から8月までの月分の利用者負担額にあつては前年度分の市町村民税を基に、9月から翌年3月までの月分の利用者負担額にあつては当該年度分の市町村民税を基に決定するものとする。

別記様式(第7条関係)

年 月 日

様

長浜市長

長浜市立認定こども園乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)利用料決定通知書

あなたが申し込まれた長浜市立認定こども園乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の利用料について、長浜市立認定こども園乳児等通園支援事業実施要綱第7条の規定により、次のとおり通知します。

なお、別に指定する期限までに利用料を納入してください。

記

乳児等支援支給 認定証番号			
乳幼児氏名			
乳幼児生年月日	年 月 日	性別	
保護者氏名			
保護者住所			
利用料	年 月 から 年 月 まで	1時間当たり	円
	年 月 から 年 月 まで	1時間当たり	円
	年 月 から 年 月 まで	1時間当たり	円
備考	1 登録内容に変更が生じた場合は、市役所又は利用施設で手続きをしてください。 2 利用料等は、指定する期限までに納付してください。 3 利用料に変更があった場合は、改めて通知します。 4 給食を利用する場合は、別途実費を負担いただきます。		